

特定商取引に関する法律施行規則の一部を改正する命令案 新旧対照条文

○特定商取引に関する法律施行規則（昭和五十一年通商産業省令第八十九号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第六条（略）</p> <p>2 当該売買契約又は役務提供契約に係る商品又は役務の提供が法第二十六條第四項第一号の政令で定める商品又は役務の提供に該当する場合において、その売買契約又は役務提供契約の申込みの撤回又はその売買契約又は役務提供契約の解除を行うことができないこととするときは、前項の書面には、次の各号に掲げる内容を記載しなければならない。</p> <p>一・二（略）</p>	<p>第六条（略）</p> <p>2 当該売買契約又は役務提供契約に係る商品又は役務の提供が法第二十六條第三項第一号の政令で定める商品又は役務の提供に該当する場合において、その売買契約又は役務提供契約の申込みの撤回又はその売買契約又は役務提供契約の解除を行うことができないこととするときは、前項の書面には、次の各号に掲げる内容を記載しなければならない。</p> <p>一・二（略）</p>
<p>3 当該役務提供契約に係る役務の提供が法第二十六條第四項第二号の政令で定める役務の提供に該当する場合において、その役務提供契約の申込みの撤回又はその役務提供契約の解除を行うことができないこととするときは、第一項の書面には、次の各号に掲げる内容を記載しなければならない。</p> <p>一・二（略）</p>	<p>3 当該役務提供契約に係る役務の提供が法第二十六條第三項第二号の政令で定める役務の提供に該当する場合において、その役務提供契約の申込みの撤回又はその役務提供契約の解除を行うことができないこととするときは、第一項の書面には、次の各号に掲げる内容を記載しなければならない。</p> <p>一・二（略）</p>
<p>4 当該売買契約に係る商品が法第二十六條第五項第一号の政令で定める商品に該当する場合において、当該商品を使用し又はその全部若しくは一部を消費したときはその売買契約の申込みの撤回又はその売買契約の解除を行うことができないこととするときは、第一項の書面には、同項の表第一号の下欄に掲げる内容のほか、次の各号に掲げる内容を記載しなければならない。</p> <p>一・二（略）</p>	<p>4 当該売買契約に係る商品が法第二十六條第四項第一号の政令で定める商品に該当する場合において、当該商品を使用し又はその全部若しくは一部を消費したときはその売買契約の申込みの撤回又はその売買契約の解除を行うことができないこととするときは、第一項の書面には、同項の表第一号の下欄に掲げる内容のほか、次の各号に掲げる内容を記載しなければならない。</p> <p>一・二（略）</p>
<p>5 法第五条第二項に規定する場合であつて、当該売買契約に係る商品若</p>	<p>5 法第五条第二項に規定する場合であつて、当該売買契約に係る商品若</p>

しくは特定権利の代金又は当該役務提供契約に係る役務の対価の総額が法第二十六条第五項第三号の政令で定める金額に満たない場合において、その売買契約若しくは役務提供契約の申込みの撤回又はその売買契約若しくは役務提供契約の解除を行うことができないこととするときは、第一項の書面には、その契約の申込みの撤回又は契約の解除を行うことができない旨を記載しなければならない。

6 (略)

(顧客の財産の状況に照らし不相当と認められる行為)

第六条の三 法第七条第一項第四号の主務省令で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。

一 正当な理由がないのに訪問販売に係る売買契約又は役務提供契約の締結であつて、日常生活において通常必要とされる分量を著しく超える特定権利(法第二条第四項第一号に掲げるものに限る。次号及び第三号において同じ。)の売買契約の締結又は日常生活において通常必要とされる回数、期間若しくは分量を著しく超える役務の役務提供契約の締結について勧誘すること。

二 正当な理由がないのに訪問販売に係る売買契約又は役務提供契約の締結について、当該売買契約又は役務提供契約に基づく債務を履行することにより顧客にとつて当該売買契約に係る商品若しくは特定権利と同種の商品若しくは特定権利の分量がその日常生活において通常必要とされる分量を著しく超えることとなること又は当該役務提供契約に係る役務と同種の役務の提供を受ける回数若しくは期間若しくはその分量がその日常生活において通常必要とされる回数、期間若しくは分量を著しく超えることとなることを知りながら勧誘すること。

しくは指定権利の代金又は当該役務提供契約に係る役務の対価の総額が法第二十六条第四項第三号の政令で定める金額に満たない場合において、その売買契約若しくは役務提供契約の申込みの撤回又はその売買契約若しくは役務提供契約の解除を行うことができないこととするときは、第一項の書面には、その契約の申込みの撤回又は契約の解除を行うことができない旨を記載しなければならない。

6 (略)

(顧客の財産の状況に照らし不相当と認められる行為)

第六条の三 法第七条第三号の主務省令で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。

一 正当な理由がないのに訪問販売に係る売買契約又は役務提供契約の締結であつて、日常生活において通常必要とされる分量を著しく超える指定権利の売買契約の締結又は日常生活において通常必要とされる回数、期間若しくは分量を著しく超える役務の役務提供契約の締結について勧誘すること。

二 正当な理由がないのに訪問販売に係る売買契約又は役務提供契約の締結について、当該売買契約又は役務提供契約に基づく債務を履行することにより顧客にとつて当該売買契約に係る商品若しくは指定権利と同種の商品若しくは指定権利の分量がその日常生活において通常必要とされる分量を著しく超えることとなること又は当該役務提供契約に係る役務と同種の役務の提供を受ける回数若しくは期間若しくはその分量がその日常生活において通常必要とされる回数、期間若しくは分量を著しく超えることとなることを知りながら勧誘すること。

三 正当な理由がないのに訪問販売に係る売買契約又は役務提供契約の締結について、当該売買契約に係る商品若しくは特定権利と同種の商品若しくは特定権利の分量がその日常生活において通常必要とされる分量を既に著しく超えていること又は当該役務提供契約に係る役務と同種の役務の提供を受ける回数若しくは期間若しくはその分量がその日常生活において通常必要とされる回数、期間若しくは分量を既に著しく超えていることを知りながら勧誘すること。

(訪問販売における禁止行為)

第七条 法第七条第一項第五号の主務省令で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。

一・二 (略)

三 顧客の知識、経験及び財産の状況に照らして不相当と認められる勧誘を行うこと(法第七条第一項第四号に定めるものを除く。)

四・五 (略)

六 訪問販売に係る売買契約又は役務提供契約の履行に要する金銭を得るための契約を締結させるため、次に掲げる行為を行うこと。

イ 当該訪問販売に係る売買契約又は役務提供契約の相手方の年収、預貯金又は借入れの状況その他の支払能力に関する事項について虚偽の申告をさせること。

ロ 当該訪問販売に係る売買契約又は役務提供契約の相手方の意に反して貸金業者の営業所、銀行の支店その他これらに類する場所に連行すること。

ハ 当該訪問販売に係る売買契約又は役務提供契約の相手方に割賦販売法(昭和三十六年法律第五十九号)第三十五条の三の三第一項

三 正当な理由がないのに訪問販売に係る売買契約又は役務提供契約の締結について、当該売買契約に係る商品若しくは指定権利と同種の商品若しくは指定権利の分量がその日常生活において通常必要とされる分量を既に著しく超えていること又は当該役務提供契約に係る役務と同種の役務の提供を受ける回数若しくは期間若しくはその分量がその日常生活において通常必要とされる回数、期間若しくは分量を既に著しく超えていることを知りながら勧誘すること。

(訪問販売における禁止行為)

第七条 法第七条第四号の主務省令で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。

一・二 (略)

三 顧客の知識、経験及び財産の状況に照らして不相当と認められる勧誘を行うこと(法第七条第三号に定めるものを除く。)

四・五 (略)

(新設)

に規定する個別信用購入あつせん関係受領契約若しくは金銭の借入に係る契約を締結させ、又は預貯金を引き出させるため、迷惑を覚えさせるような仕方であることを勧誘すること。

七 (略)

八 法第二十六条第五項第一号の政令で定める商品の売買契約の解除を妨げるため、当該売買契約を締結した際、購入者に当該商品を使用させ又はその全部若しくは一部を消費させること。

(法第八条の二第一項の主務省令で定める者)

第七条の二 法第八条の二第一項の主務省令で定める者は、法第八条第一項の規定により停止を命ぜられた業務の遂行に主導的な役割を果たしている者とする。

(業務を統括する者に準ずる者)

第七条の三 特定商取引に関する法律施行令(昭和五十一年政令第二百九十五号。以下「令」という。)第三条の三第一号又は第二号の主務省令で定める者は、部長、次長、課長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、これらの号に規定する業務を統括する者の職務を日常的に代行する地位にある者とする。

(契約の申込みの撤回等の妨害後の書面の交付)

第七条の四 (略)

六 (略)

七 法第二十六条第四項第一号の政令で定める商品の売買契約の解除を妨げるため、当該売買契約を締結した際、購入者に当該商品を使用させ又はその全部若しくは一部を消費させること。

(新設)

(新設)

(契約の申込みの撤回等の妨害後の書面の交付)

第七条の二 (略)

(通信販売についての広告)

第八条 法第十一条第五号の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一～六 (略)

七 商品の売買契約を二回以上継続して締結する必要があるときは、その旨及び金額、契約期間その他の販売条件

八 前四号に掲げるもののほか商品の販売数量の制限その他の特別の商品若しくは特定権利の販売条件又は役務の提供条件があるときは、その内容

九・十 (略)

第九条 法第十一条本文の規定により通信販売をする場合の商品若しくは特定権利の販売条件又は役務の提供条件については、次に定めるところにより表示しなければならない。

一・二 (略)

三 商品若しくは特定権利の売買契約の申込みの撤回又は売買契約の解除に関する事項(法第十五条の三第一項ただし書に規定する特約がある場合には、その内容を含む。)については、顧客にとつて見やすい箇所において明瞭に判読できるように表示する方法その他顧客にとつて容易に認識することができるよう表示すること。

第十条 法第十一条ただし書の規定により同条第一号及び第八条第一項第四号に定める購入者又は役務の提供を受ける者の負担すべき金銭を表示しないことができる場合はその金銭を全部表示しない場合とし、この場合において法第十一条各号に定める事項(第八条第三号及び第六号から第十号までに掲げる事項並びに法第十五条の三第一項ただし書に規定す

(通信販売についての広告)

第八条 法第十一条第五号の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一～六 (略)

(新設)

七 前三号に掲げるもののほか商品の販売数量の制限その他の特別の商品若しくは権利の販売条件又は役務の提供条件があるときは、その内容

八・九 (略)

第九条 法第十一条本文の規定により通信販売をする場合の商品若しくは権利の販売条件又は役務の提供条件については、次に定めるところにより表示しなければならない。

一・二 (略)

三 商品若しくは指定権利の売買契約の申込みの撤回又は売買契約の解除に関する事項(法第十五条の二第一項ただし書に規定する特約がある場合には、その内容を含む。)については、顧客にとつて見やすい箇所において明瞭に判読できるように表示する方法その他顧客にとつて容易に認識することができるよう表示すること。

第十条 法第十一条ただし書の規定により同条第一号及び第八条第一項第四号に定める購入者又は役務の提供を受ける者の負担すべき金銭を表示しないことができる場合はその金銭を全部表示しない場合とし、この場合において法第十一条各号に定める事項(第八条第一項第三号及び第六号から第九号までに掲げる事項並びに法第十五条の二第一項ただし書に

る特約がある場合にあっては、商品若しくは特定権利の売買契約の申込みの撤回又は売買契約の解除（以下この条において、「申込みの撤回等」という。）の可否、申込みの撤回等が可能である場合にあっては申込みの撤回等が可能である期間その他申込みの撤回等が可能となる条件及び商品又は特定権利の引取り若しくは返還に要する費用に係る事項を除く。）の一部を表示することができる。

2 購入者又は役務の提供を受ける者の負担すべき金銭の全部を表示する場合は、法第十一条第二号から第五号までに定める事項（第八条第三号、第四号及び第六号から第十号までに掲げる事項及び法第十五条の三第一項ただし書に規定する特約がある場合にあっては申込みの撤回等の可否、申込みの撤回等が可能である場合にあっては申込みの撤回等が可能である期間その他申込みの撤回等が可能となる条件及び商品又は特定権利の引取り若しくは返還に要する費用の負担に係る事項を除く。）の一部を表示しないことができる。ただし、売買契約又は役務提供契約に係る金銭の全部又は一部の支払が商品の引渡し若しくは権利の移転又は役務の提供前である場合にあっては商品若しくは権利の代金又は役務の対価の支払時期、売買契約又は役務提供契約の申込みを受けた後遅滞なく当該申込みに係る商品を送付しない場合若しくは権利を移転しない場合又は役務を提供しない場合にあっては法第十一条第三号に掲げる事項及び商品に隠れた瑕疵がある場合に販売業者がその責任を負わない場合にあつては販売業者の責任に関する事項についてはこの限りでない。

3・4 (略)

規定する特約がある場合にあっては、商品若しくは指定権利の売買契約の申込みの撤回又は売買契約の解除（以下この条において、「申込みの撤回等」という。）の可否、申込みの撤回等が可能である場合にあっては申込みの撤回等が可能である期間その他申込みの撤回等が可能となる条件及び商品又は指定権利の引取り若しくは返還に要する費用の負担に係る事項を除く。）の一部を表示しないことができる。

2 購入者又は役務の提供を受ける者の負担すべき金銭の全部を表示する場合は、法第十一条第二号から第五号までに定める事項（第八条第一項第三号、第四号及び第六号から第九号までに掲げる事項及び法第十五条の二第一項ただし書に規定する特約がある場合にあっては申込みの撤回等の可否、申込みの撤回等が可能である場合にあっては申込みの撤回等が可能である期間その他申込みの撤回等が可能となる条件及び商品又は指定権利の引取り若しくは返還に要する費用の負担に係る事項を除く。）の一部を表示しないことができる。ただし、売買契約又は役務提供契約に係る金銭の全部又は一部の支払が商品の引渡し若しくは権利の移転又は役務の提供前である場合にあっては商品若しくは権利の代金又は役務の対価の支払時期、売買契約又は役務提供契約の申込みを受けた後遅滞なく当該申込みに係る商品を送付しない場合若しくは権利を移転しない場合又は役務を提供しない場合にあっては法第十一条第三号に掲げる事項及び商品に隠れた瑕疵がある場合に販売業者がその責任を負わない場合にあつては販売業者の責任に関する事項についてはこの限りでない。

3・4 (略)

(電磁的方法)

第十一条の二 法第十二条の三第一項に規定する電磁的方法（以下単に「電磁的方法」という。）は第一号及び第二号に掲げるものとし、令第一条第一号の電磁的方法は第一号から第三号までに掲げるものとする。

一 電話番号を送受信のために用いて電磁的記録を相手方の使用に係る携帯して使用する通信端末機器に送信する方法（他人に委託して行う場合を含む。）

二 電子メールを送信する方法（他人に委託して行う場合を含む。）

三 前号に規定するもののほか、その受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第一号に規定する電気通信をいう。）を送信する方法（他人に委託して行う場合を含む。）

(連絡方法の表示)

第十一条の六 法第十二条の三第四項の主務省令で定めるものは、次のいずれかの事項とし、当該事項は、当該通信販売電子メール広告の本文に容易に認識できるように表示しなければならない。

一 電子メールアドレス（相手方が通信販売電子メール広告の提供を受けたい旨の意思を表示することができるものに限る。）

二 電子情報処理組織において識別するための文字、記号その他の符号若しくはこれらの結合（電子計算機に入力されることによつて当該電子計算機の映像面に表示される手続に従うことにより、相手方が通信販売電子メール広告の提供を受けたい旨の意思を表示することができるものに限る。）又はこれに準ずるもの

(電磁的方法)

第十一条の二 法第十二条の三第一項に規定する電磁的方法（以下単に「電磁的方法」という。）は、電子情報処理組織を使用して電磁的記録を相手方の使用に係る電子計算機に送信して提供する方法（他人に委託して行う場合を含む。）及び電話番号を送受信のために用いて電磁的記録を相手方の使用に係る携帯して使用する通信端末機器に送信して提供する方法（他人に委託して行う場合を含む。）とする。

(連絡方法の表示)

第十一条の六 法第十二条の三第四項の主務省令で定めるものは、次のいずれかの事項とし、当該事項は、当該通信販売電子メール広告の本文に容易に認識できるように表示しなければならない。

一 電子メールアドレス（相手方が通信販売電子メール広告の提供を受けたい旨の意思を表示することができるものに限る。）

二 電子情報処理組織において識別するための文字、記号その他の符号若しくはこれらの結合（電子計算機に入力されることによつて当該電子計算機の映像面に表示される手続に従うことにより、相手方が通信販売電子メール広告の提供を受けたい旨の意思を表示することができるものに限る。）又はこれに準ずるもの

(契約の内容等の通知の方法)

第十一条の八 法第十二条の五第一項第二号の主務省令で定める方法はフ
ァクシミリ装置を用いて送信する方法とする。

(新設)

2 法第十二条の五第一項第二号の規定により通信販売フアクシミリ広告
をするときは、契約の申込みの受理及び当該申込みの内容、契約の成立
及び当該契約の内容、並びに契約の履行に係る事項のうち重要なもの
の通知に付随して、通信販売フアクシミリ広告をするものとする。

(法第十二条の五第一項第三号の主務省令で定める場合)

第十一条の九 法第十二条の五第一項第三号の主務省令で定める場合は、

(新設)

相手方の請求に基づいて、又はその承諾を得てフアクシミリ装置を用い
て送信する方法により送信される通信文の一部に掲載することにより広
告がなされる場合とする。

(記録の保存)

第十一条の十 法第十二条の五第三項の主務省令で定めるものは、承諾又

(新設)

は請求ごとに当該承諾又は請求があつたことを示す書面等とする。ただ
し、販売業者又は役務提供事業者が、当該承諾を得、又は請求を受ける
ために定型的な内容を表示しており、かつ、当該承諾を得、又は請求を
受けたときに当該承諾又は請求の内容に係る情報を一覧性のある書面等
として正確に編集する方法を用いている場合であつて、当該定型的な内
容の表示において、書面への記入その他の行為が当該相手方に通信販売
フアクシミリ広告をすることを承諾し、又は請求するものであることを
容易に認識できるよう表示している場合には、当該承諾を得、又は請求
を受けるために表示した定型的な内容を示す書面等及び当該内容の表示
がされた時期を示す書面等とする。

2) 前項の書面等は、相手方に対し通信販売フアクシミリ広告を行った日から一年間保存しなければならない。

(連絡方法の表示)

第十一条の十一 法第十二条の五第四項の主務省令で定めるものは、フアクシミリ番号(相手方が通信販売フアクシミリ広告の提供を受けない旨の意思の表示をすることができるものに限る。)とし、当該フアクシミリ番号は、当該通信販売フアクシミリ広告の本文に容易に認識できるように表示しなければならない。

第十五条 令第四条第一項の規定により示すべき方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

一・二 (略)

(法第十五条の二第一項の主務省令で定める者)

第十六条の二 法第十五条の二第一項の主務省令で定める者は、法第十五条第一項の規定により停止を命ぜられた業務の遂行に主導的な役割を果たしている者とする。

(申込みの撤回等についての特約を表示する方法)

第十六条の三 法第十五条の三第一項ただし書の主務省令で定める方法は、顧客の電子計算機の映像面に表示される顧客が商品又は特定権利の売買契約の申込みとなる電子計算機の操作を行うための表示において、顧客にとって見やすい箇所に明瞭に判読できるように表示する方法その他顧客にとって容易に認識することができるよう表示する方法とする。

(新設)

第十五条 特定商取引に関する法律施行令(昭和五十一年政令第二百九十五号。以下「令」という。)第四条第一項の規定により示すべき方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

一・二 (略)

(新設)

(申込みの撤回等についての特約を表示する方法)

第十六条の二 法第十五条の二第一項ただし書の主務省令で定める方法は、顧客の電子計算機の映像面に表示される顧客が商品又は指定権利の売買契約の申込みとなる電子計算機の操作を行うための表示において、顧客にとって見やすい箇所に明瞭に判読できるように表示する方法その他顧客にとって容易に認識することができるよう表示する方法とする。

第二十条 (略)

2 当該売買契約又は役務提供契約に係る商品又は役務の提供が法第二十六條第四項第一号の政令で定める商品又は役務の提供に該当する場合において、その売買契約又は役務提供契約の申込みの撤回又はその売買契約又は役務提供契約の解除を行うことができないこととするときは、前項の書面には、次の各号に掲げる内容を記載しなければならない。

一・二 (略)

3 当該役務提供契約に係る役務の提供が法第二十六條第四項第二号の政令で定める役務の提供に該当する場合において、その役務提供契約の申込みの撤回又はその役務提供契約の解除を行うことができないこととするときは、第一項の書面には、次の各号に掲げる内容を記載しなければならない。

一・二 (略)

4 当該売買契約に係る商品が法第二十六條第五項第一号の政令で定める商品に該当する場合において、当該商品を使用し又はその全部若しくは一部を消費したときはその売買契約の申込みの撤回又はその売買契約の解除を行うことができないこととするときは、第一項の書面には、同項の表第一号の下欄に掲げる内容のほか、次の各号に掲げる内容を記載しなければならない。

一・二 (略)

5 法第十九條第二項に規定する場合であつて、当該売買契約に係る商品若しくは特定権利の代金又は当該役務提供契約に係る役務の対価の総額が法第二十六條第五項第三号の政令で定める金額に満たない場合において、その売買契約若しくは役務提供契約の申込みの撤回又はその売買契

第二十条 (略)

2 当該売買契約又は役務提供契約に係る商品又は役務の提供が法第二十六條第三項第一号の政令で定める商品又は役務の提供に該当する場合において、その売買契約又は役務提供契約の申込みの撤回又はその売買契約又は役務提供契約の解除を行うことができないこととするときは、前項の書面には、次の各号に掲げる内容を記載しなければならない。

一・二 (略)

3 当該役務提供契約に係る役務の提供が法第二十六條第三項第二号の政令で定める役務の提供に該当する場合において、その役務提供契約の申込みの撤回又はその役務提供契約の解除を行うことができないこととするときは、第一項の書面には、次の各号に掲げる内容を記載しなければならない。

一・二 (略)

4 当該売買契約に係る商品が法第二十六條第四項第一号の政令で定める商品に該当する場合において、当該商品を使用し又はその全部若しくは一部を消費したときはその売買契約の申込みの撤回又はその売買契約の解除を行うことができないこととするときは、第一項の書面には、同項の表第一号の下欄に掲げる内容のほか、次の各号に掲げる内容を記載しなければならない。

一・二 (略)

5 法第十九條第二項に規定する場合であつて、当該売買契約に係る商品若しくは指定権利の代金又は当該役務提供契約に係る役務の対価の総額が法第二十六條第四項第三号の政令で定める金額に満たない場合において、その売買契約若しくは役務提供契約の申込みの撤回又はその売買契

約若しくは役務提供契約の解除を行うことができないこととするときは、第一項の書面には、その契約の申込みの撤回又は契約の解除を行うことができない旨を記載しなければならない。

6 (略)

(顧客の財産の状況に照らし不相当と認められる行為)

第二十二條之三 法第二十二條第一項第四号の主務省令で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。

一 正当な理由がないのに電話勧誘販売に係る売買契約又は役務提供契約の締結であつて、日常生活において通常必要とされる分量を著しく超える特定権利(法第二條第四項第一号に掲げるものに限る。次号及び第三号において同じ。)の売買契約の締結又は日常生活において通常必要とされる回数、期間若しくは分量を著しく超える役務の役務提供契約の締結について勧誘すること。

二 正当な理由がないのに電話勧誘販売に係る売買契約又は役務提供契約の締結について、当該売買契約又は役務提供契約に基づく債務を履行することにより顧客にとつて当該売買契約に係る商品若しくは特定権利と同種の商品若しくは特定権利の分量がその日常生活において通常必要とされる分量を著しく超えることとなること又は当該役務提供契約に係る役務と同種の役務の提供を受ける回数若しくは期間若しくはその分量がその日常生活において通常必要とされる回数、期間若しくは分量を著しく超えることを知りながら勧誘すること。

三 正当な理由がないのに電話勧誘販売に係る売買契約又は役務提供契約の締結について、当該売買契約に係る商品若しくは特定権利と

約若しくは役務提供契約の解除を行うことができないこととするときは、第一項の書面には、その契約の申込みの撤回又は契約の解除を行うことができない旨を記載しなければならない。

6 (略)

(新設)

同種の商品若しくは特定権利の分量がその日常生活において通常必要とされる分量を既に著しく超えていること又は当該役務提供契約に係る役務と同種の役務の提供を受ける回数若しくは期間若しくはその分量がその日常生活において通常必要とされる回数、期間若しくは分量を既に著しく超えていることを知りながら勧誘すること。

(電話勧誘販売における禁止行為)

第二十三条 法第二十二條第一項第五号の主務省令で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。

一・二 (略)

三 顧客の知識、経験及び財産の状況に照らして不相当と認められる勧誘を行うこと(法第二十二條第一項第四号に定めるものを除く)。

四 (略)

五 電話勧誘販売に係る売買契約又は役務提供契約の履行に要する金銭を得るための契約を締結させるため、次に掲げる行為を行うこと。

イ 当該電話勧誘販売に係る売買契約又は役務提供契約の相手方の年収、預貯金又は借入れの状況その他の支払能力に関する事項について虚偽の申告をさせること。

ロ 当該電話勧誘販売に係る売買契約又は役務提供契約の相手方に割賦販売法第三十五条の三の三第一項に規定する個別信用購入あつせん関係受領契約若しくは金銭の借入れに係る契約を締結させ、又は預貯金を引き出させるため、迷惑を覚えさせるような仕方であることを勧誘すること。

六 法第二十六條第五項第一号の政令で定める商品の売買契約の解除を妨げるため、当該売買契約を締結した際、購入者に当該商品を使用さ

(電話勧誘販売における禁止行為)

第二十三条 法第二十二條第三号の主務省令で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。

一・二 (略)

三 顧客の知識、経験及び財産の状況に照らして不相当と認められる勧誘を行うこと。

四 (略)

(新設)

五 法第二十六條第四項第一号の政令で定める商品の売買契約の解除を妨げるため、当該売買契約を締結した際、購入者に当該商品を使用さ

せ又はその全部若しくは一部を消費させること。

(法第二十三条の二第一項の主務省令で定める者)

第二十三条の二 法第二十三条の二第一項の主務省令で定める者は、法第二十三条第一項の規定により停止を命ぜられた業務の遂行に主導的な役割を果たしている者とする。

(契約の申込みの撤回等の妨害後の書面の交付)

第二十三条の三 (略)

(契約の締結後直ちに履行された場合)

第二十三条の四 法第二十六条第三項の主務省令で定める場合は、次の各号に掲げるものとする。

一・二 (略)

(連絡方法の表示)

第二十七条の四 法第三十六条の三第四項の主務省令で定めるものは、次のいずれかの事項とし、当該事項は、当該連鎖販売取引電子メール広告の本文に容易に認識できるように表示しなければならない。

一 電子メールアドレス（相手方が連鎖販売取引電子メール広告の提供を受けない旨の意思を表示することができるものに限る。）

二 電子情報処理組織において識別するための文字、記号その他の符号若しくはこれらの結合（電子計算機に入力されることによつて当該電子計算機の映像面に表示される手続きに従うことにより、相手方が連鎖販売電子メール広告の提供を受けない旨の意思を表示することができるものに限る。）又はこれに準ずるもの。

せ又はその全部若しくは一部を消費させること。

(新設)

(契約の申込みの撤回等の妨害後の書面の交付)

第二十三条の二 (略)

(契約の締結後直ちに履行された場合)

第二十三条の三 法第二十六条第二項の主務省令で定める場合は、次の各号に掲げるものとする。

一・二 (略)

(連絡方法の表示)

第二十七条の四 法第三十六条の三第四項の主務省令で定めるものは、次のいずれかの事項とし、当該事項は、当該連鎖販売取引電子メール広告の本文に容易に認識できるように表示しなければならない。

一 電子メールアドレス（相手方が連鎖販売取引電子メール広告の提供を受けない旨の意思を表示することができるものに限る。）

二 電子情報処理組織において識別するための文字、記号その他の符号若しくはこれらの結合（電子計算機に入力されることによつて当該電子計算機の映像面に表示される手続きに従うことにより、相手方が連鎖販売電子メール広告の提供を受けない旨の意思を表示することができるものに限る。）又はこれに準ずるもの。

(連鎖販売取引における書面の交付)

第二十八条 法第三十七条第一項の規定により連鎖販売取引に伴う特定負担をしようとする者に交付する書面にはその連鎖販売業に係る次の事項を明記しなければならない。

一～八 (略)

九 割賦販売法第二条第二項に規定するローン提携販売の方法又は同条第三項に規定する包括信用購入あつせん若しくは同条第四項に規定する個別信用購入あつせんに係る提供の方法により商品の販売又は役務の提供を行う場合には、同法第二十九条の四第二項(同条第三項において準用する場合を含む。)又は同法第三十条の四(同法第三十条の五第一項において準用する場合を含む。)若しくは同法第三十五条の三の十九の規定に基づきローン提携販売業者又は包括信用購入あつせん関係販売業者、個別信用購入あつせん関係販売業者、包括信用購入あつせん関係役務提供事業者若しくは個別信用購入あつせん関係役務提供事業者に対して生じている事由をもつて、商品の購入者又は役務の提供を受ける者はローン提供業者又は包括信用購入あつせん業者若しくは個別信用購入あつせん業者に対抗することができること。

十 (略)

2・3 (略)

(連鎖販売取引における書面の交付)

第二十八条 法第三十七条第一項の規定により連鎖販売取引に伴う特定負担をしようとする者に交付する書面にはその連鎖販売業に係る次の事項を明記しなければならない。

一～八 (略)

九 割賦販売法(昭和三十六年法律第百五十九号)第二条第二項に規定するローン提携販売の方法又は同条第三項に規定する包括信用購入あつせん若しくは同条第四項に規定する個別信用購入あつせんに係る提供の方法により商品の販売又は役務の提供を行う場合には、同法第二十九条の四第二項(同条第三項において準用する場合を含む。)又は同法第三十条の四(同法第三十条の五第一項において準用する場合を含む。)若しくは同法第三十五条の三の十九の規定に基づきローン提携販売業者又は包括信用購入あつせん関係販売業者、個別信用購入あつせん関係販売業者、包括信用購入あつせん関係役務提供事業者若しくは個別信用購入あつせん関係役務提供事業者に対して生じている事由をもつて、商品の購入者又は役務の提供を受ける者はローン提供業者又は包括信用購入あつせん業者若しくは個別信用購入あつせん業者に対抗することができること。

十 (略)

2・3 (略)

(連鎖販売取引における禁止行為)

第三十一条 法第三十八条第一項第四号の主務省令で定める行為は、次に掲げるものとする。

一〇八 (略)

九 連鎖販売業に係る連鎖販売取引についての契約の履行に要する金銭を得るための契約を締結させるため、次に掲げる行為を行うこと。

イ 当該連鎖販売業に係る連鎖販売取引についての契約の相手方の年収、預貯金又は借入れの状況その他の支払能力に関する事項について虚偽の申告をさせること。

ロ 当該連鎖販売業に係る連鎖販売取引についての契約の相手方の意に反して貸金業者の営業所、銀行の支店その他これらに類する場所に連行すること。

ハ 当該連鎖販売業に係る連鎖販売取引についての契約の相手方に割賦販売法第三十五条の三の三第一項に規定する個別信用購入あつせん関係受領契約若しくは金銭の借入れに係る契約を締結させ、又は預貯金を引き出させるため、迷惑を覚えさせるような仕方であることを勧誘すること。

一〇九 (略)

(連鎖販売取引における禁止行為)

第三十一条 法第三十八条第一項第四号の主務省令で定める行為は、次に掲げるものとする。

一〇八 (略)

(新設)

一〇九 (略)

(法第三十九条の二の主務省令で定める者)

第三十一条の二 法第三十九条の二第一項の主務省令で定める者は、法第三十九条第一項の規定により停止を命ぜられた業務の遂行に主導的な役割を果たしている者とする。

2 法第三十九条の二第二項の主務省令で定める者は、法第三十九条第二項の規定により停止を命ぜられた業務の遂行に主導的な役割を果たしている者とする。

3 法第三十九条の二第三項の主務省令で定める者は、法第三十九条第三項の規定により停止を命ぜられた業務の遂行に主導的な役割を果たしている者とする。

(連鎖販売契約の解除の妨害後の書面の交付)

第三十一条の三 (略)

(令別表第四の二の項の主務省令で定める方法)

第三十一条の四 令別表第四の二の項の主務省令で定める方法は、次の各号に掲げるものについて、それぞれ当該各号に定めるものとする。

一 脱毛 光の照射又は針を通じて電気を流すことによる方法

二 にきび、しみ、そばかす、ほくろ、入れ墨その他の皮膚に付着しているものの除去又は皮膚の活性化 光若しくは音波の照射、薬剤、医薬品若しくは医薬部外品(第三号から第五号までにおいて「薬剤等」という。)の使用又は機器を用いた刺激による方法

三 皮膚のしわ又はたるみの症状の軽減 薬剤等の使用又は糸の挿入による方法

四 脂肪の減少 光若しくは音波の照射、薬剤等の使用又は機器を用いた刺激による方法

(新設)

(連鎖販売契約の解除の妨害後の書面の交付)

第三十一条の二 (略)

(新設)

五 歯牙の漂白 薬剤等の塗布による方法

(特定継続的役務提供における禁止行為)

第三十九条 法第四十六条第一項第四号の主務省令で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。

一～四 (略)

五 特定継続的役務提供等契約の履行に要する金銭を得るための契約を締結させるため、次に掲げる行為を行うこと。

イ 当該特定継続的役務提供等契約の相手方の年収、預貯金又は借入れの状況その他の支払能力に関する事項について虚偽の申告をさせること。

ロ 当該特定継続的役務提供等契約の相手方の意に反して貸金業者の営業所、銀行の支店その他これらに類する場所に連行すること。

ハ 当該特定継続的役務提供等契約の相手方に割賦販売法第三十五条の三の三第一項に規定する個別信用購入あつせん関係受領契約若しくは金銭の借入れに係る契約を締結させ、又は預貯金を引き出させるため、迷惑を覚えさせるような仕方で行うことを勧誘すること。

六・七 (略)

(法第四十七条の二第一項の主務省令で定める者)

第三十九条の二 法第四十七条の二第一項の主務省令で定める者は、法第四十七条第一項の規定により停止を命ぜられた業務の遂行に主導的な役割を果たしている者とする。

(特定継続的役務提供契約の解除の妨害後の書面の交付)

第三十九条の三 (略)

(特定継続的役務提供における禁止行為)

第三十九条 法第四十六条第三号の主務省令で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。

一～四 (略)

(新設)

五・六 (略)

(新設)

(特定継続的役務提供契約の解除の妨害後の書面の交付)

第三十九条の二 (略)

(連絡方法の表示)

第四十二条の四 法第五十四条の三第四項の主務省令で定めるものは、次のいずれかの事項とし、当該事項は、当該業務提供誘引販売取引電子メール広告の本文に容易に認識できるように表示しなければならない。

一 電子メールアドレス(相手方が業務提供誘引販売取引電子メール広告の提供を受けない旨の意思の表示をすることができるものに限る。)

二 電子情報処理組織において識別するための文字、記号その他の符号若しくはこれらの結合(電子計算機に入力されることによつて当該電子計算機の映像面に表示される手続に従うことにより、相手方が業務提供誘引販売取引電子メール広告の提供を受けない旨の意思の表示をすることができるものに限る。)又はこれに準ずるもの。

(業務提供誘引販売取引における禁止行為)

第四十六条 法第五十六条第一項第四号の主務省令で定める行為は、次に掲げるものとする。

一〜四 (略)

五 業務提供誘引販売業に係る業務提供誘引販売取引についての契約の履行に要する金銭を得るための契約を締結させるため、次に掲げる行為を行うこと。

イ 当該業務提供誘引販売業に係る業務提供誘引販売取引についての契約の相手方の年収、預貯金又は借入れの状況その他の支払能力に関する事項について虚偽の申告をさせること。

ロ 当該業務提供誘引販売業に係る業務提供誘引販売取引についての契約の相手方の意に反して貸金業者の営業所、銀行の支店その他これらに類する場所に連行すること。

(連絡方法の表示)

第四十二条の四 法第五十四条の三第四項の主務省令で定めるものは、次のいずれかの事項とし、当該事項は、当該業務提供誘引販売取引電子メール広告の本文に容易に認識できるように表示しなければならない。

一 電子メールアドレス(相手方が業務提供誘引販売取引電子メール広告の提供を受けない旨の意思を表示することができるものに限る。)

二 電子情報処理組織において識別するための文字、記号その他の符号若しくはこれらの結合(電子計算機に入力されることによつて当該電子計算機の映像面に表示される手続に従うことにより、相手方が業務提供誘引販売取引電子メール広告の提供を受けない旨の意思を表示することができるものに限る。)又はこれに準ずるもの。

(業務提供誘引販売取引における禁止行為)

第四十六条 法第五十六条第一項第四号の主務省令で定める行為は、次に掲げるものとする。

一〜四 (略)

(新設)

ハ 当該業務提供誘引販売業に係る業務提供誘引販売取引についての契約の相手方に割賦販売法第三十五条の三の三第一項に規定する個別信用購入あつせん関係受領契約若しくは金銭の借入れに係る契約を締結させ、又は預貯金を引き出させるため、迷惑を覚えさせるような仕方であつてこれを勧誘すること。

六〇八 (略)

(法第五十七条の二第一項の主務省令で定める者)

第四十六条の二 法第五十七条の二第一項の主務省令で定める者は、法第五十七条第一項の規定により停止を命ぜられた業務の遂行に主導的な役割を果たしている者とする。

(業務提供誘引販売契約の解除の妨害後の書面の交付)

第四十六条の三 (略)

(訪問購入における禁止行為)

第五十四条 法第五十八条の十二第一項第四号の主務省令で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。

一〇五 (略)

(法第五十八条の十三の二第一項の主務省令で定める者)

第五十四条の二 法第五十八条の十三の二第一項の主務省令で定める者は、法第五十八条の十三第一項の規定により停止を命ぜられた業務の遂行に主導的な役割を果たしている者とする。

(主務大臣に対する申出の手続)

第五十七条 (略)

2 前項の規定により提出する申出書は、様式第七によること。

五〇七 (略)

(新設)

(業務提供誘引販売契約の解除の妨害後の書面の交付)

第四十六条の二 (略)

(訪問購入における禁止行為)

第五十四条 法第五十八条の十二第三号の主務省令で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。

一〇五 (略)

(新設)

(主務大臣に対する申出の手続き)

第五十七条 (略)

2 前項の規定により提出する申出書は、様式第五によること。

(親法人等又は関連法人等)

第五十八条 令第十七条の二の表の備考第一号の主務省令で定めるものは、次に掲げる法人等(同号に規定する法人等をいう。以下この条において同じ。)とする。ただし、財務上又は営業上若しくは事業上の関係からみて他の法人等の意思決定機関(同号に規定する意思決定機関をいう。以下この項において同じ。)を支配していないことが明らかであると認められるときは、この限りでない。

一 他の法人等(破産手続開始の決定、再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けた他の法人等その他これらに準ずる他の法人等であつて、有効な支配従属関係が存在しないと認められるものを除く。以下この項において同じ。)の議決権の過半数を自己の計算において所有している法人等

二 他の法人等の議決権の百分の四十以上、百分の五十以下を自己の計算において所有している法人等であつて、次に掲げるいずれかの要件に該当するもの

イ 当該法人等が自己の計算において所有している議決権と当該法人等と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより当該法人等の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者及び当該法人等の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が所有している議決権とを合わせて、当該他の法人等の議決権の過半数を占めていること。

ロ 当該法人等の役員(取締役、執行役、会計参与(会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。))、監査役又はこれらに類する役職にある者をいう。)、業務を執行する社員

(新設)

若しくは使用人である者、又はこれらであつた者であつて当該法人等が当該他の法人等の財務及び営業又は事業の方針の決定に関して影響を与えることができるものが、当該他の法人等の取締役会その他これに準ずる機関の構成員の過半数を占めていること。

ハ 当該法人等と当該他の法人等との間に当該他の法人等の重要な財務及び営業又は事業の方針の決定を支配する契約等が存在すること。

ニ 当該他の法人等の資金調達額（貸借対照表の負債の部に計上されているものに限る。）の総額の過半について当該法人等が融資（債務の保証及び担保の提供を含む。以下同じ。）を行つていること（当該法人等と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係のある者が行う融資の額を合わせて資金調達額の総額の過半となる場合を含む。）。

ホ その他当該法人等が当該他の法人等の意思決定機関を支配していることが推測される事実が存在すること。

三 法人等が自己の計算において所有している議決権と当該法人等と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより当該法人等の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者及び当該法人等の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が所有している議決権とを合わせて、他の法人等の議決権の過半数を占めている場合（当該法人等が自己の計算において議決権を所有していない場合を含む。）における当該法人等であつて、前号ロからホまでに掲げるいずれかの要件に該当するもの

2| 令第十七条の二の表備考第二号の主務省令で定めるものは、次に掲げ

るものとする。ただし、財務上又は営業上若しくは事業上の関係からみて法人等（当該法人等の子法人等（同表備考第二号に規定する子法人等をいう。以下この条において同じ。）を含む。）が子法人等以外の他の法人等の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができないことが明らかであると認められるときは、この限りでない。

一 法人等（当該法人等の子法人等を含む。）が子法人等以外の他の法人等（破産手続開始の決定、再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けた子法人等以外の他の法人等その他これらに準ずる子法人等以外の他の法人等であつて、当該法人等がその財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができないと認められるものを除く。以下この項において同じ。）の議決権の百分の二十以上を自己の計算において所有している場合における当該子法人等以外の他の法人等

二 法人等（当該法人等の子法人等を含む。）が子法人等以外の他の法人等の議決権の百分の十五以上、百分の二十未満を自己の計算において所有している場合における当該子法人等以外の他の法人等であつて、次に掲げるいずれかの要件に該当するもの

イ 当該法人等の役員、業務を執行する社員若しくは使用人である者、又はこれらであつた者であつて当該法人等がその財務及び営業又は事業の方針の決定に関して影響を与えることができるものが、その代表取締役、取締役又はこれらに準ずる役職に就任していること。

ロ 当該法人等から重要な融資を受けていること。

ハ 当該法人等から重要な技術の提供を受けていること。

ニ 当該法人等との間に営業上又は事業上の重要な取引があること。

ホ その他当該法人等がその財務及び営業又は事業の方針の決定に對して重要な影響を与えることができることが推測される事実が存在すること。

三 法人等（当該法人等の子法人等を含む。）が自己の計算において所有している議決権と当該法人等と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより当該法人等の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者及び当該法人等の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が所有している議決権とを合わせて、子法人等以外の他の法人等の議決権の百分の二十以上を占めている場合（当該法人等が自己の計算において議決権を所有していない場合を含む。）における当該子法人等以外の他の法人等であつて、前号イからホまでに掲げるいずれかの要件に該当するもの

（法第六十六条の三の主務省令で定める書類）

第五十九条 法第六十六条の三の主務省令で定める書類は、不利益処分の内容及び根拠となる法令の条項並びにその原因となつた事実を記載した書類とする。

（新設）